

平成20年度税制改正のポイント

平成20年6月25日

発行 平井・鈴木税理士事務所

相模原市中央2-3-19

電話 042-755-5992

一定の要件を満たせば、事業の後継者が相続した株式に対応する相続税が納税猶予される事業承継税制がいよいよ創設されることになりました。

事業承継税制の創設

農業の後継相続人には一定の要件の下、農地に係る相続税の80%を納税猶予する(原則、農業の後継相続人が死亡したときに納税免除となる)制度がありますが、これと同じような制度が中小企業の後継者にも創設されることになりました。関係する法整備を行い、平成21年度の税制改正での創設を目指しています。

(1) 適用される中小企業

- ① 製造業、建設業、運輸業、その他
資本金等が3億円以下及び従業員数が300人以下の会社等
- ② 卸売業
資本金等が1億円及び従業員数が100人以下の会社等
- ③ サービス業
資本金等が5000万円以下及び従業員数が100人以下の会社等
- ④ 小売業
資本金等が5000万円以下及び従業員数が50人以下の会社等

(2) 被相続人要件

被相続人(先代経営者)は、次の①及び②を満たしていること。

- ① 当該会社の代表者であったこと
- ② 被相続人(先代経営者)と同族関係者で50%超の株式を保有し、かつ被相続人が同族内で筆頭株主であった場合

(3) 相続人要件

相続人(後継者)は、当該会社の代表者であり、かつ同族関係者で株式の50%超を保有し、後継者が筆頭株主であること

(4) 事業継続要件と納税猶予の免除要件

相続発生後5年間は、事業継続、雇用の継続、株式の保有要件等が必要です。また、納税猶予された税額は、取得した株式を相続人が死亡のときまで保有した場合など、一定の場合に免除されます。

失の金額があるときに、上場株式等の配当所得の金額から控除できるように改正されました。ただし、この配当所得の金額は申告分離課税を選択したものに限られます。

(2) 上場株式等の譲渡所得に対する課税

10%の軽減税率は平成20年末で廃止になりますが、平成22年末までの2年間は譲渡所得500万円以下は10%の軽減税率が適用されることになりました。平成23年以降は20%の税率に戻ります。

(3) 上場株式等の配当所得に対する課税

譲渡所得と同じように、軽減税率10%は平成20年末で廃止になりますが、平成22年末までの2年間は、申告分離課税を選択した配当所得の金額のうち100万円以下は10%の軽減税率が適用できることになりました。平成23年以降は20%の税率に戻ります。

省エネ改修、200年住宅普及税制

昨年創設されたバリアフリー改修促進税制に続き、今年は、住宅について一定の省エネ改修増築工事に充てるために借り入れた住宅ローンを有するとき、税額を控除できる制度が創設されました。

また、長期優良住宅「200年住宅」普及促進税制が創設されました。新築時の登録免許税や不動産取得税の軽減、固定資産税が軽減される措置が講じられています。

リース取引は4月から売買へ

通常のリース取引について、従来はリース料の支払額を費用経理していましたが、平成20年4月1日以後の契約分から、その資産はリース料総額で購入したものとして経理することになりました。

しかし、従来のリース料支払額を費用経理する方法も認められています。ただし、この場合でも消費税の計算は、購入したものとして計算しなければなりません。

金融、証券税制

(1) 損益通算制度の創設

平成21年分以後の上場株式等の譲渡損